

試案（未定稿）

◎ 健康増進法の一部を改正する法律案新旧対照表

○ 健康増進法（平成十四年法律第百三号）（抄）（本則関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第二章 総則（第一条―第六条）</p> <p>第二章 基本方針等（第七条―第九条）</p> <p>第三章 国民健康・栄養調査等（第十条―第十六条の二）</p> <p>第四章 保健指導等（第十七条―第十九条の四）</p> <p>第五章 特定給食施設（第二十条―第二十四条）</p> <p>第六章 受動喫煙防止</p> <p>第一節 定義（第二十五条）</p> <p>第二節 特定施設等における受動喫煙防止（第二十五条の二―第二十五条の十五）</p> <p>第三節 特定自動車等における受動喫煙防止（第二十五条の十六―第二十五条の二十七）</p> <p>第四節 雑則（第二十五条の二十八―第二十五条の三十二）</p> <p>第七章 特別用途表示等（第二十六条―第三十三条）</p> <p>第八章 雑則（第三十四条・第三十五条）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第六条）</p> <p>第二章 基本方針等（第七条―第九条）</p> <p>第三章 国民健康・栄養調査等（第十条―第十六条の二）</p> <p>第四章 保健指導等（第十七条―第十九条の四）</p> <p>第五章 特定給食施設等</p> <p>第一節 特定給食施設における栄養管理（第二十条―第二十四条）</p> <p>第二節 受動喫煙の防止（第二十五条）</p> <p>第六章 特別用途表示等（第二十六条―第三十三条）</p> <p>第七章 雑則（第三十四条・第三十五条）</p>

~~第九章 罰則（第三十六条―第四十二条）~~

~~附則~~

~~第五章 特定給食施設~~

~~〔削る〕~~

~~第二十条～第二十四条 〔略〕~~

~~〔削る〕~~

~~〔削る〕~~

~~第六章 受動喫煙防止~~

~~第一節 定義~~

~~第二十五条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該~~

~~第八章 罰則（第三十六条―第四十条）~~

~~附則~~

~~第五章 特定給食施設等~~

~~第一節 特定給食施設における栄養管理~~

~~第二十条～第二十四条 〔略〕~~

~~第二節 受動喫煙の防止~~

~~第二十五条 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。~~

~~〔新設〕~~

~~〔新設〕~~

~~〔新設〕~~

各号に定めるところによる。

一 たばこ 次に掲げる物をいう。

イ たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)第二条第三号に掲げる製造たばこであつて、喫煙用に供されるもの

ロ たばこ事業法第三十八条第二項に規定する製造たばこ代用品(以下このロにおいて「製造たばこ代用品」という。)(その煙又は製造たばこ代用品を吸っている他人の呼気に含まれる煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかである製造たばこ代用品として政令で定めるものに限る。)

二 受動喫煙 他人が発生させるたばこの煙又はたばこを吸っている他人の呼気に含まれる煙にさらされることをいう。

三 特定施設 第一種施設、第二種施設及び第三種施設をいう。

四 第一種施設 多数の者が利用する施設のうち、病院、児童福祉施設、小学校、中学校、高等学校その他の主として特に健康上の配慮を要する者が利用する施設として政令で定めるものをいう。

五 第二種施設 多数の者が利用する施設のうち、第一種施設以外の施設であつて、次に掲げるものをいう。

イ 大学、老人福祉施設その他の相当数の健康上の配慮を要する者が利用する施設として政令で定めるもの

ロ 体育館その他の主として健康の増進を図ろうとする者が利用する施設として政令で定めるもの

ハ 官公庁施設

- 六 第三種施設 多数の者が利用する施設のうち、第一種施設及び第二種施設以外の施設であつて、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、飲食店、事務所その他の受動喫煙を防止するための措置をとることが公衆衛生上特に必要なものとして政令で定めるものをいう。
- 七 特定自動車等 特定自動車、特定航空機、特定鉄道等車両及び特定船舶をいう。
- 八 特定自動車 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）による旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車をいう。
- 九 特定航空機 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）による本邦航空運送事業者（旅客の運送を行うものに限る。）が旅客の運送を行うためその事業の用に供する航空機をいう。
- 十 特定鉄道等車両 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道事業者（旅客の運送を行うものに限る。）及び索道事業者（旅客の運送を行うものに限る。）並びに軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道経営者（旅客の運送を行うものに限る。）が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両をいう。
- 十一 特定船舶 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第一条第二項の船舶運航事業（同法第四十四条の規定により同法が準用される船舶運航の事業を含む。）を営む者（旅客の運送を行うものに限る。）が旅客の運送を行うためその事業の用に供す

る日本船舶（船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条に規定する日本船舶をいう。）をいう。

十二 私的場所 次に掲げる場所をいう。

イ 住宅の場所（住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第一条第五項に規定する届出住宅の居室（同条第三項に規定する住宅宿泊事業の用に供するものに限る。）の場所を除く。）

ロ 福祉施設の居室（個室に限る。）の場所

ハ 旅館業法（昭和二十三年法律第百二十八号）第二条第一項に規定する旅館業の施設（同条第三項に規定する簡易宿所営業の施設及び同条第四項に規定する下宿営業の施設を除く。）の客室の場所

ニ その他イからハまでに掲げる場所に準ずる場所

十三 特定事業目的場所 次に掲げる場所をいう。

イ たばこ事業法第九条第六項に規定する小売販売業者（以下このイにおいて「小売販売業者」という。）の同法第二十二條第一項に規定する営業所又は小売販売業者が同法第二十六條第一項の許可を受けて同法第二条第三号に掲げる製造たばこの同法第二十二條第一項に規定する小売販売をする場所のうち、主として喫煙（たばこを吸うことをいい、たばこの煙を発生させることを含む。次節及び第三節において同じ。）の用に供するものとして厚生労働省令で定めるもの

ロ たばこの研究開発（たばこの煙を発生させるものに限る。）の用に供する場所

ハ 演劇その他の芸能の公演(たばこの煙を発生させるものに限る。)の用に供する舞台の場所

十四 位置指定場所 次に掲げる場所をいう。

イ 第二種施設又は第三種施設の屋外の場所であつて、座席その他当該第二種施設又は第三種施設を利用する者の位置が定められている場所

ロ 特定自動車等の内部以外の場所であつて、座席その他当該特定自動車等を利用する者の位置が定められている場所

第二節 特定施設等における受動喫煙防止

(特定施設における喫煙の制限)

第二十五条の二 何人も、正当な理由がなくて、特定施設においては、次の各号に掲げる特定施設の区分に応じ、当該各号に定める場所以外の場所で喫煙をしてはならない。

一 第一種施設 次に掲げる場所

イ 私的場所

ロ 特定事業目的場所

二 第二種施設 次に掲げる場所

イ 私的場所

ロ 特定事業目的場所

ハ 屋外の場所(位置指定場所を除く。)

三 第三種施設 次に掲げる場所

〔新設〕

〔新設〕

- イ 私的場所
- ロ 特定事業目的場所
- ハ 屋外の場所（位置指定場所を除く。）
- ニ 第二十五条の十第一項に規定する指定喫煙専用場所

（喫煙禁止場所において喫煙をしている者に対する命令）

第二十五条の三 都道府県知事は、前条の規定に違反して喫煙をしている者に対し、喫煙の中止又は喫煙禁止場所（同条各号に掲げる特定施設の区分に応じた当該特定施設の当該各号に定める場所以外の場所をいう。以下この節において同じ。）からの退出を命ずることが出来る。

〔新設〕

（特定施設の管理権原者等の責務）

第二十五条の四 特定施設の管理について権原を有する者（以下この節及び次節において「管理権原者」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定施設の喫煙禁止場所その他厚生労働省令で定める事項を、当該特定施設において当該特定施設を利用する者に見やすいように掲示しなければならない。

〔新設〕

2 特定施設の管理権原者は、当該特定施設の喫煙禁止場所に専ら喫煙の用に供させるための器具及び設備を使用可能な状態で設置してはならない。

3 特定施設の管理権原者及び管理者（以下この節及び次節において「管理権原者等」という。）は、当該特定施設の喫煙禁止場所にお

いて、喫煙をし、又は喫煙をしようとする者に対し、喫煙の中止又は当該喫煙禁止場所からの退出を求めるよう努めなければならない。

4| 特定施設の管理権原者等は、二十歳未満の者を当該特定施設の特定事業目的場所に立ち入らせないよう努めなければならない。

5| 前二項に定めるもののほか、特定施設の管理権原者等は、当該特定施設における受動喫煙を防止するために必要な措置をとるよう努めなければならない。

(特定施設の管理権原者等に対する指導及び助言)

第二十五条の五 都道府県知事は、特定施設の管理権原者等に対し、当該特定施設における受動喫煙を防止するために必要な指導及び助言をすることができる。

〔新設〕

(特定施設の管理権原者に対する勧告、命令等)

第二十五条の六 都道府県知事は、特定施設の管理権原者が第二十五条の四第二項の規定に違反して器具又は設備を使用可能な状態で設置したと認めるときは、当該管理権原者に対し、期限を定めて、当該器具又は設備の撤去その他当該器具又は設備を喫煙の用に供することができないようにするための措置をとるべきことを勧告することができる。

〔新設〕

2| 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた特定施設の管理権原者が、その勧告に従わなかったときは、その旨を公表すること

ができる。

- 3| 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた特定施設の管理権原者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該管理権原者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定特定施設の指定等)

第二十五条の七 都道府県知事は、特定施設(第三種施設に限る。以下この条において同じ。)のうち、その屋内の場所(私的場所及び特定事業目的場所を除く。)の一部の場所であつて、その構造及び設備が当該場所から当該場所以外の屋内の場所及び位置指定場所へのたばこの煙の流出の防止その他の受動喫煙を防止するための構造及び設備に係る基準として厚生労働省令で定める技術的基準に適合したもの(以下この条及び第二十五条の十第一項において「喫煙専用場所」という。)を有するものを、当該喫煙専用場所において専ら喫煙をすることができる特定施設として指定することができる。

- 2| 前項の規定による指定(以下この節において「指定」という。)は、特定施設の管理権原者の申請に基づき、喫煙専用場所を当該特定施設において専ら喫煙をすることができる場所として定めるものとする。

- 3| 前項の申請をしようとする特定施設の管理権原者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に厚生

[新設]

労働省令で定める書類及び図面を添えて、これを当該特定施設の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 当該特定施設の名称及び所在地
- 二 当該管理権原者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 三 喫煙専用場所の位置、構造及び設備
- 四 その他厚生労働省令で定める事項

4| 都道府県知事は、指定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を公示しなければならない。

- 一 指定をした旨
- 二 当該特定施設の名称及び所在地
- 三 第二項の規定により専ら喫煙をすることができる場所として定められた喫煙専用場所の位置
- 四 その他厚生労働省令で定める事項

5| 指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。

(指定特定施設の指定の変更)

第二十五条の八 指定を受けた特定施設(以下この節において「指定特定施設」という。)の管理権原者は、前条第三項第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、指定をした都道府県知事(以下この節において「指定都道府県知事」という。)に申請して、指定の変更を受けなければならない。

[新設]

2| 指定都道府県知事は、指定特定施設の管理権原者から前項の規定による指定の変更の申請があつたときは、指定を変更することができる。

3| 前条第二項、第四項及び第五項の規定は、前項の規定による指定の変更について準用する。

(変更等の届出)

第二十五条の九 指定特定施設の管理権原者は、第二十五条の七第三項第一号、第二号又は第四号に掲げる事項を変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、その旨を指定都道府県知事に届け出なければならない。ただし、厚生労働省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2| 指定特定施設の管理権原者は、当該指定特定施設を廃止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を指定都道府県知事に届け出なければならない。

3| 指定都道府県知事は、前二項の規定による届出があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨その他厚生労働省令で定める事項を公示しなければならない。

4| 指定都道府県知事が前項の規定による公示(第二項の規定による指定特定施設の廃止の届出に係るものに限る。)をしたときは、指定は、その効力を失う。

(指定特定施設の管理権原者の責務等)

[新設]

第二十五条の十 指定特定施設の管理権原者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該指定特定施設の指定喫煙専用場所（第二十五条の七第二項の規定により専ら喫煙をすることができる場所として定められた喫煙専用場所（第二十五条の八第二項の規定による指定の変更により当該喫煙専用場所の変更があつたときは、その変更後の喫煙専用場所）をいう。以下この節において同じ。）において、その場所が指定喫煙専用場所である旨その他厚生労働省令で定める事項を当該指定特定施設を利用する者に見やすいように掲示しなければならない。

2 何人も、指定喫煙専用場所以外の場所に指定喫煙専用場所であると誤認されるおそれのある掲示をしてはならない。

3 指定特定施設の管理権原者は、当該指定特定施設の指定喫煙専用場所の構造及び設備を第二十五条の七第一項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合するように維持しなければならない。

4 指定特定施設の管理権原者等は、二十歳未満の者を当該指定特定施設の指定喫煙専用場所に立ち入らせないよう努めなければならない。

（指定特定施設の管理権原者に対する勧告、命令等）

第二十五条の十一 指定都道府県知事は、指定特定施設の指定喫煙専用場所の構造又は設備が第二十五条の七第一項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合していないと認めるときは、当該指定特定施設の管理権原者に対し、期限を定めて、当該指定喫煙専用場所の

〔新設〕

〔新設〕

構造若しくは設備の改善を勧告し、又は期間を定めて、当該指定喫煙専用場所の供用の停止を勧告することができる。

2 指定都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた指定特定施設の管理権原者が、その勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 指定都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた指定特定施設の管理権原者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該管理権原者に対し、期限を定めて、当該指定特定施設の指定喫煙専用場所の構造若しくは設備の改善を命じ、又は期間を定めて、当該指定喫煙専用場所の供用の停止を命ずることができる。

(指定特定施設の指定の取消し)

第二十五条の十二 指定都道府県知事は、次に掲げる場合には、指定を取り消すことができる。

一 指定特定施設の管理権原者が第二十五条の四第一項又は第二十五条の十第一項の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をしたとき。

二 指定特定施設の管理権原者が第二十五条の四第二項の規定に違反したとき。

三 指定特定施設の管理権原者が第二十五条の六第三項の規定による命令に違反したとき。

四 指定喫煙専用場所の構造又は設備が第二十五条の七第一項の

(新設)

厚生労働省令で定める技術的基準に適合しなくなつたと認める
とき。

五 指定特定施設の管理権原者が偽りその他不正の手段により指
定を受けたとき。

六 指定特定施設の管理権原者が第二十五条の八第一項の規定に
よる指定の変更を受けないで、又は偽りその他不正の手段によ
り同項の規定による指定の変更を受けて、第二十五条の七第三
項第三号に掲げる事項を変更したとき。

七 指定特定施設の管理権原者が前条第三項の規定による命令に
違反したとき。

八 指定特定施設の管理権原者から指定の取消しの申請があつた
とき。

2 第二十五条の七第四項（第三号を除く。）及び第五項の規定は、
前項の規定による指定の取消しについて準用する。

（立入検査等）

第二十五条の十三 都道府県知事は、この節の規定の施行に必要な限
度において、特定施設の管理権原者等に対し、当該特定施設の状況
その他必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、特定施設に
立ち入り、当該特定施設の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を
検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示
す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しな

〔新設〕

なければならない。

3| 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと
解釈してはならない。

(適用関係)

第二十五条の十四 第二種施設の全部又は一部の場所が第三種施設
の全部又は一部の場所に該当する場合においては、その該当する場
所については、第二種施設に関するこの節の規定を適用する。

[新設]

2| 前項の規定にかかわらず、第一種施設の全部又は一部の場所が第
二種施設の全部若しくは一部の場所又は第三種施設の全部若しく
は一部の場所に該当する場合においては、その該当する場所につい
ては、第一種施設に関するこの節の規定を適用する。

(多数の者が利用する施設の管理権原者等の責務)

第二十五条の十五 特定施設以外の多数の者が利用する施設の管理
権原者等は、当該施設における受動喫煙を防止するために必要な措
置をとるよう努めなければならない。

[新設]

第三節 特定自動車等における受動喫煙防止

[新設]

(特定自動車等における喫煙の制限)

第二十五条の十六 何人も、正当な理由がなくて、特定自動車等にお
いては、次の各号に掲げる特定自動車等の区分に応じ、当該各号に

[新設]

定める場所以外の場所で喫煙をしてはならない。

一 特定自動車及び特定航空機 次に掲げる場所

イ 私的場所

ロ 特定事業目的場所

ハ 内部以外の場所（位置指定場所を除く。）

二 特定鉄道等車両及び特定船舶 次に掲げる場所

イ 私的場所

ロ 特定事業目的場所

ハ 内部以外の場所（位置指定場所を除く。）

ニ 第二十五条の二十四第一項に規定する指定喫煙専用場所

（喫煙禁止場所において喫煙をしている者に対する命令）

第二十五条の十七 都道府県知事は、前条の規定に違反して喫煙をしている者に対し、喫煙の中止又は喫煙禁止場所（同条各号に掲げる特定自動車等の区分に応じた当該特定自動車等の当該各号に定める場所以外の場所をいう。以下この節において同じ。）からの退出を命ずることができる。

（特定自動車等の管理権原者等の責務）

第二十五条の十八 特定自動車等の管理権原者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定自動車等の喫煙禁止場所その他厚生労働省令で定める事項を、当該特定自動車等において当該特定自動車等を利用する者に見やすいように掲示しなければならない。

〔新設〕

〔新設〕

2| 特定自動車等の管理権原者は、当該特定自動車等の喫煙禁止場所に専ら喫煙の用に供させるための器具及び設備を使用可能な状態で設置してはならない。

3| 特定自動車等の管理権原者等は、当該特定自動車等の喫煙禁止場所において、喫煙をし、又は喫煙をしようとする者に対し、喫煙の中止又は当該喫煙禁止場所からの退出を求めるよう努めなければならない。

4| 特定自動車等の管理権原者等は、二十歳未満の者を当該特定自動車等の特定事業目的場所に立ち入らせないよう努めなければならない。

5| 前二項に定めるもののほか、特定自動車等の管理権原者等は、当該特定自動車等における受動喫煙を防止するために必要な措置をとるよう努めなければならない。

(特定自動車等の管理権原者等に対する指導及び助言)

第二十五条の十九 都道府県知事は、特定自動車等の管理権原者等に対し、当該特定自動車等における受動喫煙を防止するために必要な指導及び助言をすることができる。

(特定自動車等の管理権原者に対する勧告、命令等)

第二十五条の二十 都道府県知事は、特定自動車等の管理権原者が第二十五条の十八第二項の規定に違反して器具又は設備を使用可能な状態で設置したと認めるときは、当該管理権原者に対し、期限を

[新設]

[新設]

定めて、当該器具又は設備の撤去その他当該器具又は設備を喫煙の用に供することができないようにするための措置をとるべきことを勧告することができる。

2| 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた特定自動車等の管理権原者が、その勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3| 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた特定自動車等の管理権原者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該管理権原者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定特定自動車等の指定等)

第二十五条の二十一 都道府県知事は、特定自動車等(特定鉄道等車両及び特定船舶に限る。以下この条において同じ。)のうち、その内部の場所(私的場所及び特定事業目的場所を除く。)の一部の場所であつて、その構造及び設備が当該場所から当該場所以外の内部の場所及び位置指定場所へのたばこの煙の流出の防止その他の受動喫煙を防止するための構造及び設備に係る基準として厚生労働省令で定める技術的基準に適合したもの(以下この条及び第二十五条の二十四第一項において「喫煙専用場所」という。)を有するものを、当該喫煙専用場所において専ら喫煙をすることができる特定自動車等として指定することができる。

2| 前項の規定による指定(以下この節において「指定」という。)

(新設)

は、特定自動車等の管理権原者の申請に基づき、喫煙専用場所を当該特定自動車等において専ら喫煙をすることができる場所として定めてするものとする。

3 前項の申請をしようとする特定自動車等の管理権原者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に厚生労働省令で定める書類及び図面を添えて、これを当該特定自動車等の管理権原者の住所地の都道府県知事に提出しなければならない。

一 当該特定自動車等の車両番号その他これに類する当該特定自動車等を識別するための文字、番号、記号その他の符号（以下この節において「識別番号」という。）

二 当該管理権原者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三 喫煙専用場所の位置、構造及び設備

四 その他厚生労働省令で定める事項

4 都道府県知事は、指定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を公示しなければならない。

一 指定をした旨

二 当該特定自動車等の識別番号

三 第二項の規定により専ら喫煙をすることができる場所として定められた喫煙専用場所の位置

四 その他厚生労働省令で定める事項

5 指定は、前項の規定による公示によってその効力を生ずる。

(指定特定自動車等の指定の変更)

第二十五条の二十二 指定を受けた特定自動車等(以下この節において「指定特定自動車等」という。)の管理権原者は、前条第三項第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、指定をした都道府県知事(当該管理権原者の都道府県の区域を異にする住所の変更があつたときは、その変更後の住所地の都道府県知事。以下この節において「指定都道府県知事」という。)に申請して、指定の変更を受けなければならない。

2 指定都道府県知事は、指定特定自動車等の管理権原者から前項の規定による指定の変更の申請があつたときは、指定を変更することができる。

3 前条第二項、第四項及び第五項の規定は、前項の規定による指定の変更について準用する。

(変更等の届出)

第二十五条の二十三 指定特定自動車等の管理権原者は、第二十五条の二十一第三項第一号、第二号又は第四号に掲げる事項(当該管理権原者の都道府県の区域を異にする住所の変更を除く。)を変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、その旨を指定都道府県知事に届け出なければならない。ただし、厚生労働省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

[新設]

[新設]

- 2| 指定特定自動車等の管理権原者は、当該指定特定自動車等を廃止し、又は都道府県の区域を異にして住所を変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を指定都道府県知事に届け出なければならない。
- 3| 指定都道府県知事は、前二項の規定による届出があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨その他厚生労働省令で定める事項を公示しなければならない。
- 4| 指定都道府県知事が前項の規定による公示(第二項の規定による指定特定自動車等の廃止の届出に係るものに限る。)をしたときは、指定は、その効力を失う。
- 5| 指定都道府県知事は、第二項の規定による指定特定自動車等の管理権原者の都道府県の区域を異にする住所の変更の届出を受けたときは、その変更後の住所地の都道府県知事にその旨を通知するものとする。

(指定特定自動車等の管理権原者の責務等)

第二十五条の二十四 指定特定自動車等の管理権原者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該指定特定自動車等の指定喫煙専用場所(第二十五条の二十一第二項の規定により専ら喫煙をすることができる場所として定められた喫煙専用場所(第二十五条の二十二第二項の規定による指定の変更により当該喫煙専用場所の変更があつたときは、その変更後の喫煙専用場所)をいう。以下この節において同じ。)において、その場所が指定喫煙専用場所である旨その

[新設]

他厚生労働省令で定める事項を当該指定特定自動車等を利用する者に見やすいように掲示しなければならない。

2| 何人も、指定喫煙専用場所以外の場所に指定喫煙専用場所であると誤認されるおそれのある掲示をしてはならない。

3| 指定特定自動車等の管理権原者は、当該指定特定自動車等の指定喫煙専用場所の構造及び設備を第二十五条の二十一第一項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合するように維持しなければならない。

4| 指定特定自動車等の管理権原者等は、二十歳未満の者を当該指定特定自動車等の指定喫煙専用場所に立ち入らせないように努めなければならない。

(指定特定自動車等の管理権原者に対する勧告、命令等)

第二十五条の二十五 指定都道府県知事は、指定特定自動車等の指定喫煙専用場所の構造又は設備が第二十五条の二十一第一項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合していないと認めるときは、当該指定特定自動車等の管理権原者に対し、期限を定めて、当該指定喫煙専用場所の構造若しくは設備の改善を勧告し、又は期間を定めて、当該指定喫煙専用場所の供用の停止を勧告することができる。

2| 指定都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた指定特定自動車等の管理権原者が、その勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3| 指定都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた指定特定

(新設)

自動車等の管理権原者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該管理権原者に対し、期限を定めて、当該指定特定自動車等の指定喫煙専用場所の構造若しくは設備の改善を命じ、又は期間を定めて、当該指定喫煙専用場所の供用の停止を命ずることができる。

(指定特定自動車等の指定の取消し)

第二十五条の二十六 指定都道府県知事は、次に掲げる場合には、指定を取り消すことができる。

- 一 指定特定自動車等の管理権原者が第二十五条の十八第一項又は第二十五条の二十四第一項の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をしたとき。
- 二 指定特定自動車等の管理権原者が第二十五条の十八第二項の規定に違反したとき。
- 三 指定特定自動車等の管理権原者が第二十五条の二十第三項の規定による命令に違反したとき。
- 四 指定喫煙専用場所の構造又は設備が第二十五条の二十一第一項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合しなくなつたと認めるとき。
- 五 指定特定自動車等の管理権原者が偽りその他不正の手段により指定を受けたとき。
- 六 指定特定自動車等の管理権原者が第二十五条の二十二第一項の規定による指定の変更を受けないで、又は偽りその他不正の

[新設]

手段により同項の規定による指定の変更を受けて、第二十五条の二十一第三項第三号に掲げる事項を変更したとき。

七 指定特定自動車等の管理権原者が前条第三項の規定による命令に違反したとき。

八 指定特定自動車等の管理権原者から指定の取消しの申請があったとき。

2| 第二十五条の二十一第四項（第三号を除く。）及び第五項の規定は、前項の規定による指定の取消しについて準用する。

（立入検査等）

第二十五条の二十七 都道府県知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、特定自動車等の管理権原者等に対し、当該特定自動車等の状況その他必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、特定自動車等若しくはその管理権原者の住所地に立ち入り、当該特定自動車等の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2| 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3| 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四節 雑則

〔新設〕

〔新設〕

(適用関係)

第二十五条の二十八 第二節の規定にかかわらず、特定施設の場所において運行する特定自動車等の場所については、特定自動車等に関する前節の規定を適用する。

[新設]

第二十五条の二十九 特定施設の場所又は特定自動車等の場所において運行する一般自動車等（特定自動車等以外の自動車、航空機、鉄道車両又は船舶をいう。）の場所については、この章（この条及び次条を除く。）の規定は、適用しない。

[新設]

(政令及び省令への委任)

第二十五条の三十 この章に定めるもののほか、特定施設及び特定自動車等における受動喫煙を防止するための措置に関し必要な事項は政令で、その他この章の規定の施行に関し必要な事項は厚生労働省令で、それぞれ定める。

[新設]

(経過措置)

第二十五条の三十一 この章の規定に基づき政令又は厚生労働省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は厚生労働省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

[新設]

第七章 特別用途表示等

第八章 雑則

第九章 罰則

第四十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

- 一 第二十五条の四第一項、第二十五条の十第一項、第二十五条の十八第一項又は第二十五条の二十四第一項の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者
- 二 第二十五条の六第三項又は第二十五条の二十第三項の規定による命令に違反した者
- 三 偽りその他不正の手段により第二十五条の七第一項又は第二十五条の二十一第一項の規定による指定を受けた者
- 四 第二十五条の八第一項の規定による指定の変更を受けないで、又は偽りその他不正の手段により同項の規定による指定の変更を受けて、第二十五条の七第三項第三号に掲げる事項を変更した者
- 五 第二十五条の九第一項若しくは第二項又は第二十五条の二十三第一項若しくは第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第六章 特別用途表示等

第七章 雑則

第八章 罰則

〔新設〕

六 第二十五条の十第二項又は第二十五条の二十四第二項の規定に違反した者

七 第二十五条の十一第三項又は第二十五条の二十五第三項の規定による命令に違反した者

八 第二十五条の十三第二項又は第二十五条の二十七第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

九 第二十五条の二十二第一項の規定による指定の変更を受けな
いで、又は偽りその他不正の手段により同項の規定による指定
の変更を受けて、第二十五条の二十一第三項第三号に掲げる事
項を変更した者

第四十二条 第二十五条の三又は第二十五条の十七の規定による命
令に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

〔新設〕